

会員規約

この会員規約（以下「本規約」）は、任意団体十勝フードトラック協会（以下「本協会」）と、十勝フードトラック協会会員（以下「会員」）との関係に適用し、また会員の心得、規範を明確にしています。十勝フードトラック協会事務局（以下「本協会事務局」）では、入会の申込をいただいた時点で、本規約を承認したとみなします。

■第1章（総則）

名称

本協会は、十勝フードトラック協会と称する。（以下本協会と略する）

所在地

本協会を次の所在地に置く。

帯広市富士町465番地9

目的

本協会は、十勝のキッチンカー、フードトラックを運用する事業者さま同士を繋ぐ、コミュニティの場としての役割を果たすとともに、各事業者が良きライバルとして成長できるよう切磋琢磨し、それぞれのかちを高め合いながら、十勝の魅力（味力）をキッチンカーで全道全国へと発信することを目的とした非営利団体である。

第1条

1. 行政、各種団体、各種法人との繋がりを構築し、新しいビジネスの育成を図る。
2. お客様、クライアント様への安全、安心が約束出来る体制づくりを念頭に、北海道暴力団排除条例に基づく事業主の信頼性、道路交通法、食品衛生法等、本協会のコンプライアンス体制確立を図る。
3. 災害インフラに対するキッチンカーのかちを行政へ訴え、必要に応じて各自治体と連携しながら災害地域での炊き出し、電気の供給などといったキッチンカーだからこそ出来る地域貢献活動を行う。
4. 提供する商品の主たる原料に十勝産食材を使用することを推奨し、他団体或いは他地域のキッチンカーとの差別化を図るよう努める。
5. それぞれがキッチンカーのイメージアップを図ること。SDGsへの取り組みや接客マナー、現場での対応や言動など、キッチンカー業界自体がイメージダウンにならないよう努める。

■第2章（会員・役員）

・会員

会員には正会員、賛助会員、メール会員の三つの資格を設け、それぞれ以下の号に定める資質を持つものとする。

第2条

1. 正会員は提供する商品の主たる原料を十勝産食材とすることを原則とする。
2. 賛助会員は提供する商品の一部に必ず十勝産食材を使用することを原則とする。
3. メール会員は十勝産食材を使うことを目標とする。

・理事会

役員は会長・理事3名・会計監査1名を設け、本協会を運営する執行役とし、これを理事会とし以下の号に定める役割を全うする。

第3条

1. 会長は本協会を代表し、会務を総括する。
2. 理事は運営管理の責任者として本協会の事業発展に貢献する。
3. 会計監査は会費の出納管理を責任をもって担うものとする。
4. 年に2回、理事会を開催し会の運営について協議する。

・役員任期

役員任期は2年とし、再任を妨げない。

・役員選出

役員選出は以下の号に定める方法にて執り行う。

第4条

1. 理事、役員は会長が任命を行う。

■第3章（入会）

・入会方法

第5条

1. 入会希望者は現協会のうち正会員の紹介制による入会申込みとする。
2. 法人、個人を問わず、協会の趣旨、目的に賛同し、会長、または会長と理事会が認めた者を会員とする。

・入会資格

入会資格は以下の号に定めるすべてを満たしていることを条件とする。

第6条

1. 主たる原料に十勝産食材を使用することを目標とする事業者であること。
2. 十勝に本拠地を置き、十勝在住の事業者であること。
3. 営業上のコンプライアンスを遵守していないと判断した場合や、反社会組織・集団に属する者、またそれらとの交際関係が過去5年以内にあると本協会が判断した場合、並びに理事会が会員として適当ではないと判断した場合、入会を承認しない。

4. 過去2年以内に行政処分を受けた者、過去に本協会と関連する団体やクライアント等とトラブルをおこした者についても入会を承認しない。

5. 協会員として十分な業歴を有し、それを理事会が承認した事業者であること。

・入会申請手続き

入会申請手続きは法人・個人ともに本協会の公式ホームページ上の入会申請書類をダウンロードし、会員規約へ同意の上、入会申請書に必要事項を記入し、必要書類と合わせ事務局、または会長及び理事へ申し入れること。

■第4章（退会）

・退会

退会は法人・個人とも協会への退会届の提出があれば、自由に退会出来る。但し、退会后1年間は再入会を不可とする。

・除名

会員が営業上のコンプライアンスを遵守せずに、次の各号の一つに該当するときは、会長判断もしくは理事会審議のもと、除名することがある。

第7条

1. 本協会の信用を失墜させる行動・言動に及んだ場合。
2. 本協会の名誉を著しく既存する言動に及んだ場合。
3. 協会及び協会員の活動や事業を妨害する言動に及んだ場合。
4. 道路交通法や食品衛生法、その他の法令に反する営業をした場合。
5. 社会通念上好ましくない営業を行い、改善指導を受け入れない場合。
6. 新たに反社会的組織・集団・団体に属する者と交際を始めた場合。
7. 公序良俗に反するおそれや、政治、選挙活動、特定の思想・信条・宗教活動を行った場合。
8. 連絡不通など協会業務に支障を与えた場合

・資格の喪失

会員は次の各号のひとつに該当するときは、その資格を失うものとする。

第8条

1. 退会。
2. 本協会の解散、整理、和議の申し立てがあったとき。
3. 除名。
4. 個人の廃業。
5. 反社会的組織・集団に登録したとき、交友関係を持ったとき。

■第5章（事務局）

・本協会の運営に関わる事務処理全般を行うために事務局を設け、必要な要員はいちを行うことができる。

第9条

1. 事務局には総括責任者として事務局長を置く。
2. 事務局長は本協会の事務局を統括し、円滑な運営を行う。
3. 事務局は帯広市西16条北1丁目25-21（株）クナウパブリッシング内に置く。

・事務手数料

事務局は包括的な運営を行うために以下の号に定める事務手数料を会員から徴収することができる。

第10条

1. 協会案件に対し正会員、及び賛助会員からの出店申込に対して成立した場合、1日千円の事務手数料を事務局へ納める。
2. メール会員及び、協会認める協会外のキッチンカー事業者へ案件を発注した場合、売上の10%または案件毎に定めた出店事務手数料を徴収し事務局へ納める。
3. 本協会が主催するイベントについて、メール会員及び協会員以外の出店者がある場合は外部出店料として売上の10%、または案件毎に定めた出店事務手数料を徴収し事務局へ納める。

■第6章（会計）

・本協会の会費と収支の管理を担う出納管理責任者として会計を設ける。

・会費

会費については年会費とし、本協会における会計年度は3月31日とする。また、以下の号に定める会費を本協会へ納めるものとする。

第11条

1. 正会員は1万円。
2. 賛助会員は5,000円。
3. メール会員は3,000円。

・会費運用については以下の号に定める。

第12条

1. 本協会の運営にかかる経費は理事会にて会議を行い、必要に応じて会費より捻出する。
2. 事業による収入がある場合も理事会にて会議を行い、使用目的を決めることができる。
3. 会長及び理事に対して職務執行の費用として、交通費、旅費、手数料等を支払うことができる。
4. 会長及び理事に対して営業活動費を含む報酬等を支給することができる。
5. 協会の事業報告、収支報告については、毎会計年度終了後2ヶ月以内に理事会及び事務局にて作成し監事の監査を経て正会員に報告する。

■第7章（設立年月日）

第13条

本協会の設立年月日は令和元年7月26日とする。

■第8章（附則）

第14条

1. 会則は理事会のもと即時改めることが出来る。

以上

暴力団排除に関する誓約書

令和 年 月 日

十勝フードトラック協会
会長 山中 大輔 殿

所在地 〒

屋号又は名称

代表者氏名

印

私は、十勝フードトラック協会入会にあたり、協会が準用する北海道暴力団排除条例（別紙参照）を遵守し、下記1の通り誓約するとともに、今後下記2、3に該当する者とならないことを誓約します。

- 暴力団員、又は暴力団関係者に該当しないこと。また過去5年その関係者に該当しないこと。
- 暴力団員、又は暴力団関係者との関係性を持つこと。
- 暴力団、反社会的勢力組織への資金の流用、活動のほう助。

これに違反したものは、直ちに協会規則に則り、除名処分とします。

別紙資料

北海道暴力団排除の推進に関する条例（抜粋）

第3章 事業者が講ずべき措置

（暴力団利用行為等の禁止）

第14条 事業者は、その行う事業（事業の準備を含む。以下同じ。）に関し、暴力団の威力を利用してはならない。

2 事業者は、その行う事業に関し、財産上の不当な利益を図る目的で暴力団員等を利用してはならない。

3 事業者は、その行う事業に関し、暴力団員等又は暴力団員等が依頼した者が不正の方法を用いて得た物品であることを知り、又は知り得べき状態にありながら、これを譲り受けてはならない。

（利益供与の禁止）

第15条 事業者は、その行う事業に関し、暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対し、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 暴力団の威力を利用する目的で、財産上の利益の供与をすること。

(2) 暴力団の威力を利用したことに関し、財産上の利益の供与をすること。

(3) 暴力団の活動又は運営に協力する目的で、相当の対償を受けることなく財産上の利益の供与をすること。

2 事業者は、前項に定めるもののほか、その行う事業に関し、暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対し、情を知って、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる財産上の利益の供与をしてはならない。ただし、法令上の義務又は情を知らないでした契約に係る債務の履行としてする場合その他正当な理由がある場合は、この限りでない。

（契約時における措置）

第16条 事業者は、その行う事業に係る取引が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるものである疑いがあると認めるときは、当該取引の相手方（その者が法人である場合にあっては、その役員。以下この条において同じ。）が暴力団員でないことを確認するための必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 事業者は、その行う事業に関して書面で契約を締結するときは、当該契約の書面に次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

(1) 当該契約の相手方が暴力団員でないこと。

(2) 当該契約の相手方が暴力団員であることが判明したときは、事業者が催告をすることなく当該契約を解除することができること。

3 事業者は、前項各号に掲げる事項を定めた契約の相手方が暴力団員であることが判明したときは、速やかに、当該契約を解除するよう努めるものとする。

会員になる際の必要な書類の提出をお願いします

1. 十勝フードトラック協会入会申込書
2. 暴力団排除に関する誓約書
3. 営業許可証の写し※クライアント様へ提出する場合があります
4. 食品衛生責任者講習修了受講証の写し※クライアント様へ提出する可能性もあります
5. PL保険加入者証の写し※クライアント様へ提出する場合があります
6. 車検証の写し※クライアント様へ提出する場合があります
7. 免許証の写し
8. 出店時の車両の写真※HP 広告やクライアント様へ提出する場合があります
9. 代表メニューの写真※HP 広告やクライアント様へ提出する場合があります。但し価格は変動する恐れがあるため、価格記載のないものとする

※写真データは tokachi.fta@gmail.com まで

※誓約書は必ず自筆願います

※複数台所有の場合も台数分の資料を添付願います

その他特記なきものは個人情報保護の観点から厳重に管理いたします。